

第6常置委員会報告

- 国際的環境条件の変化と国際学術交流の課題 -

平成12年6月26日

日本学術会議

第6常置委員会

この報告は、第17期日本学術会議第6常置委員会の審議結果を取りまとめ発表するものである。

委員長 仲村 優一 (第1部会員、淑徳大学社会学部学術顧問)

幹事 煙場 準一 (第2部会員、日本大学法学部教授)

二神 恭一 (第3部会員、愛知学院大学経営学部教授)

戸塚 繢 (第4部会員、江戸川大学社会学部環境情報学科教授)

岸 輝雄 (第5部会員、工業技術院産業技術融合領域研究所長)

委員 福井 文雅 (第1部会員、早稲田大学文学部教授)

落合 誠一 (第2部会員、東京大学法学部教授)

宇南山英夫 (第3部会員、高千穂商科大学教授)

岩槻 邦男 (第4部会員、放送大学教授)

井口 雅一 (第5部会員、(財)日本自動車研究所所長)

兒玉 徹 (第6部会員、信州大学繊維学部付属農場教授)

隆島 史夫 (第6部会員、東京水産大学水産学部教授)

瀬崎 仁 (第7部会員、摂南大学薬学部長)

堀内 博 (第7部会員、東北大学歯学部教授)

要　　旨

1 作成の背景

- ・日本学術会議第17期活動計画の中で本委員会に与えられた今期の検討課題は、「国際学術交流・協力に関する課題や問題点を、国際的な環境条件の変化に照らして吟味し、新しい視点からの対応策を検討すること」である。
- ・国際学術交流の推進は、日本学術会議にとって、きわめて古くて、かつ、新しい重要な検討課題である。本委員会は、西暦2000年を迎える、グローバル化、科学技術革命下の国際的環境条件の変化に対応した今日的状況を踏まえ、この課題を追究するため、長期構想と短期・中期的具体案検討の2つの分科会を設けて審議検討を行った。
本報告は、その審議の結果をまとめたものである。

2 現状及び問題点

- (1) 学術における国際交流の基本的な要素は「人」と「情報」である。そして、「人」又は、「情報」の「領域を超えた移動」が学術の国際交流の基本構造である。このような構造を持った交流を契機として、学術情報の安定的で恒常的なネットワークが、国際的に領域を超えて張り巡らされ、重層的に構築されようとしているのが、現代における学界的一面である。
- (2) 冷戦構造の終焉に伴う国際政治的要因の変化に加え、今日の交通（特に航空機）・通信手段（特にインターネット）の急速な発展と展開は、自由を保障された人または情報の移動の態様を、著しく変容させつつある。
- (3) しかしながら、ここに生じる問題は、このような電子的手段による客体としての情報が持つ時間的・空間的・本質的制約である。この限界と制約の認識は、逆に、今日における“伝統的な”様式による国際交流の目的を明らかにする。

3 改善策、提言等の内容

- (1) 日本における留学生の受入れは、高度の学術研究・教育を“国際的に分担する”という一種の国際共同参画事業の一つとして位置付け、そのための条件整備を図ることが必要である。
- (2) 日本に留学する留学生は、何よりもまず、中にはその家族とともに、住民として日本の社会で生活を送る人間である。そこで、“人間性重視”、“人間的な”観点からの施策の充実が望まれる。
- (3) サバティカル制度を学術の国際交流のために役立つ制度として確立するためには、a) 在外研究員制度と結合させたより合理的な制度にすること、b) 若手研究者が優先的に適用される制度とすること、c) サバティカル期間中カリキュラムに不都合を来さないよう配慮すること、d) サバティカル制度と研究業績評価との合理的関係を確立すること、等が望まれる。
- (4) 一層多くの国際会議を日本に招致・開催するためには、以下の諸点の配慮が必要である。
a) 日本における研究水準の一層の向上と研究者の国際交流実績の拡大、b) 日本への渡航費・滞在費の補助、開発途上国の研究者に対する参加費補助、これを含めた開催経費の補助、c) 会議開催の準備・会議運営のノウハウに関する情報の開示と伝授・伝承、d) 会議の組織運営のために研究者当人が被らざるを得ない負担の軽減、e) 海外で開催される会議への積極的な参加、その結果としての人物交流の活性化。

目 次

I はじめに	1
II 第6常置委員会の第17期における活動計画及び計画推進態勢	2
III 検討課題の選定	2
IV 学術の国際交流の基本構造とその存在意義	3
V 國際的な環境条件の変化	4
VI 各分科会における討議の概要	5
VII 長期構想分科会報告書	18
VIII 短期・中期的具体案検討分科会報告書	30
IX 結び～国際学術交流の今日的意義	36
X 付属資料	37

I はじめに

日本学術会議第6常置委員会が、今期（第17期）の課題として与えられたテーマは、国際学術交流・協力の推進である。

国際学術交流の在り方に関する検討を主たる任務とする第6常置委員会が現在のような形で設けられることになったのは、第13期（1985年7月～1988年7月）以後のことである。しかし、それ以前においても、第3期の学術会議（1954年～1957年）において、国際学術交流委員会の名の下に常置委員会が設けられ、「滞在国の費用による我が国の留学生に対する研究費の援助について」（要望）という報告をまとめている。

それ以後、1960年代の第5期から1970年代半ばの第9期までは、「学術交流委員会」（常置）と改称、第10期（1975年1月～1978年1月）において再度「国際学術交流委員会」（常置）と改称したが、その間今日にいたるまで、一貫して、国際学術交流の推進をテーマとする検討が行われている。

そこで具体的な検討項目としては、1950年代から60年代にかけて、発展途上国との学術交流の強化促進策が挙げられ、1970年代以降は、繰り返し、留学生問題が取り上げられている。特に、第15期（1991年7月～1994年7月）においては、「国際学術交流・協力基盤の育成方策について」の対外報告がまとめられ、「留学生政策の現状と課題」、「研究者・大学院生の海外派遣の現状と課題」等が具体的検討課題として取り上げられている。

つまり、「国際学術交流の推進」は、日本学術会議にとって、きわめて古くて、かつ、新しい重要な検討課題なのである。

従って、西暦2000年を迎えることとなった今日、再び同じ課題を与えられて検討することとなった本委員会にとって、グローバル化、科学技術革命下の国際的環境条件の変化に対応した今日的状況を踏まえ同じテーマを取り上げることの意義を明らかにすることが、その討議を進める上の前提条件であった。

以下の報告は、その視点からまとめられたものである。

なお、国際学術団体及びその団体が行う国際学術協力事業への対応については、新たに第15期から国際対応委員会を新設してこれを行うことになり、第16期より、国際対応委員会を改組して第7常置委員会が設置されることになった。第17期の初めに、第6常置委員会及び第7常置委員会は、一度だけ合同委員会を開いて意見の交換を行った。

また、アジア各国との交流を目的としてきたアジア学術会議及び世界科学アカデミー会議（インターラクademieパネル2000年会議）への対応は、日本学術会議として、短期・中期の検討課題に入るが、これについては、それぞれ個々の実行委員会及び運営審議会附置委員会が設けられることになった。そこで、第6常置委員会としては、特に、要請があればこれを取り上げることとし、特別な検討は行われなかった。その代わりに、短・中期の課題として、「一層多くの国際会議を我が国で開催すること」に関する具体的方策の検討を行った。

II 第6常置委員会の第17期における活動計画及び計画推進態勢

第6常置委員会は、日本学術会議第17期活動計画（申合せ）（平成9年10月22日・第127回総会）のうち、当委員会の任務に該当する項目を直接の指針とし、今期の検討課題を、以下のとおり決定した（平成10年1月28日）。上記活動計画（申合せ）「2. 重点課題」「（6）国際学術交流・協力の推進」は日本学術会議の今期活動計画の一つを次のように規定する。すなわち、「国際学術交流・協力に関する課題や問題点を、国際的な環境条件の変化に照らして吟味し、新しい視点からの対応策を検討する。特に、国際学術交流を活発化するために、一方で一層多くの国際会議を我が国で開催すること、他方でアジア諸国を始めとする諸外国のアカデミー等との連携を深めることが必要であるので、そのための具体的な方策を検討する。」これに従い、当委員会はその課題をより厳密に分析し、以下のとおりとした；

1 長期計画の構想

- ① 国際学術交流・協力に関する課題や問題点を
- ② 国際的な環境条件の変化に照らして吟味し、
- ③ 長期的視野に立って
- ④ 新しい視点からの対応策を検討する。

2 短・中期的具体案の策定

特に国際学術交流を活発化するためには、以下のことが必要であるので、そのための具体的な方策を検討する。

- ① 一層多くの国際会議を我が国で開催すること
- ② アジア諸国を始めとする諸外国のアカデミー等との連携を深めること
- ③ その他

これらの課題を追究するため、当委員会はその中に分科会を設け、1の課題を長期構想分科会（分科会委員長・宇南山英夫委員）に、2の問題は短期・中期的具体案検討分科会（分科会委員長・岩槻邦男委員）に、それぞれを分担させることとした。

これらの各分科会の検討結果及び関連資料は、後掲のとおりである。それらを踏まえ、また各課題の検討の過程において提出された委員各位の意見・見解などを総合し、審議状況の全般をここに報告するものである。

III 検討課題の選定

当委員会（全体）の検討課題を選定するに当たり、前期（第16期）当委員会からの申し送り事項を尊重したことは、いうまでもない。そこでは、国際交

流における制度の問題、国際交流機関の充実の問題、国際交流における派遣・受入れの問題及びメガサイエンスへの取組み等、広範囲にわたる問題点の指摘と、提言の方向性が示されている。具体的にいうならば、私立大学・研究機関における国際学術交流・協力の多様な実態の把握とその問題点の対処策の検討、外国人留学生の帰国後の具体的状況について把握のための種々の現地調査、環境関連研究分野などにおける海外での野外調査・共同研究などに対する予算措置と調査費の会計処理上の改善策、メガサイエンスの問題の検討、これらである。今期はこれらに加え、アジア学術会議及び IAP (インターラクティーパネル) への対応問題、国際会議の日本への招致活発化のための組織・制度の調査と検討、などが構想された。そのうち上記の問題に関しては、すでに組織的に一応の整備を終え、実行段階に入っており、それらの実施状況と実績の積み重ねを待った上で、もし問題が意識された場合には、それを慎重に検討することが望ましく、現段階では、この点に関する基本問題の拙速な審議に留していない。さらに、他の諸問題の検討に要する時間的・財政的な制約を考慮するとき、その全てを取り上げることは事実上不可能と判断されたため、前記各分科会は、それぞれ検討課題を次のように限定することとした。すなわち、長期構想分科会においては、外国からの日本への留学生の受入れ促進策を始めとする留学生問題及びサバティカル制度について調査・検討すること。短期・中期的具体案検討分科会では、特に国際会議招致に関する当面の各種の問題点の析出と確認、並びにそのための具体的な施策・措置案等の検討を行うこと。これらである。そして、これらの課題の検討を開始するに先立ち、当委員会は、学術の国際交流の構造並びに国際的な環境条件の変化について、一応の見解を、次項に示すとおり、共通のものとした。

IV 学術の国際交流の基本構造とその存在意義

学術における国際交流の基本的な要素は「人」と「情報」である。「人」は学術「情報」を創造・発信・受信・蓄積し、さらに普及・伝達・伝承・活用を心がける。それが「国際的」性質を持つということは、学術情報の担い手である一方の「人」=研究者が、他方の「人」とは異なる領域に、居住しているということであり、又は、必要とする「情報」が、その「情報」を必要とする「人」の平常の居住地とは、別の領域に所在するということである。ここに「情報」を求めて「人」が領域を超える、又は「情報」がそれを必要とする「人」の居住地に領域を超えて移動する事象が発生する。「人」又は「情報」の「領域を超えた移動」、これが学術の国際交流の基本構造である。このような構造を持った交流を契機として、学術情報の安定的で恒常的なネットワークが領域を超えて張り巡らされ、重層的に構築されようとしているのが、現代における学界的一面である。

しかしながら、こうした交流は、単なる研究者個人の知的好奇心を満たすためにのみ、為されているものではないであろう。究極的には、人類を含む地球上の全ての生物の安全で豊かな存在の保障と発展とを希求して行われていると、考えたい。そのためには良質な情報を真摯に求め、それを共働して創造し、その成果を差別無く共有・享受しようとする。これが、交流を促す直接の動因といえるであろう。

V 國際的な環境条件の変化

冷戦構造の終焉は、人と情報の領域を超えた移動を、外国人の自国内における活動を、いずれも原則として自由化する事態を加速させた。情報の創造・活用・移転に不可欠の装置・機器などの設備の設置・利用に関しても、その装置・機器などの所在する領域の国民・住民以外にも開放され、これらに関する政治的規制の緩和・撤廃が、実現するに至ったのである。部分的な経済統合から政治的統合へ、さらには法的統合へと進むEU諸国の例に觀られるように、領域内主権の排他的絶対性は遁減し、いまや領域内情報主権の絶対性も過去のものとなろうとしている、これが現代の趨勢である。こうした国際政治的要因の変化に加え、今日の交通（特に航空機）・通信手段（特にインターネット）の急速な発展と展開は、自由を保障された人又は情報の移動の態様を、著しく変容させたのである。

人の領域を超えた移動の利便の大衆化が進行する一方で、国際交流の不可欠の一要素であった「領域を超えた移動」が、必ずしも不可欠とはいえないくなってきた。研究の対象・方法に強度・格別の空間的・時間的拘束性のある場合を除き、インターネットの普及が、情報への接近・情報の入手を容易・迅速にし、いまや情報入手のために人が領域を超えて移動する必要は必ずしもない。インターネットを通じての授業・実習・トレーニング・討議・会議会合はもちろん可能であり、この手段を利用した国際共同同時実験活動も不可能ではない。教育研究活動の実施に当たって、当事者が物理的な同一の空間に同時に所在することが不可欠とはいえない部分が、生じてきたのである。観るため、学ぶため、習うため、あるいは調べるため…、これらのためには、その常居所地以外の土地に、如何なる場合でも一定の期間、留まっていなければならない必要性は、無くなつたのである。ただし、実体あるいは実態を研究・教育の対象とし、又は、それらの観察・観測を目的とする研究・教育分野にあっては、現物主義・現場主義が必要不可欠の前提、少なくとも原則、であることは、いうまでもない。

情報が、リアルタイムで空間を「越境」して飛び交う状況は、そもそも「国際」交流という観念自体の存在理由を消失させてしまっている、ともいえるであろう。この段階では、「国際」交流は当然であって、むしろ「脱」国際交流

が自然であり、そこに在るのは单なる「交流」に過ぎない。もともと学術に関する情報は、領域内に留まり得ない普遍性を、本質とするものである。このことを想い起こすならば、まさに本来の性質に相応しい状況が回復された、このように考えることも許されよう。

しかしながら、ここに生じる問題は、この様な電子的手段による客体としての情報が持つ、時間的・空間的・本質的制約である。こうした形で蓄積され、あるいは提供される情報は、比較的短時間のうちに消去されることがある。この様な形で蓄積される情報の所在は、少なくとも現段階では米国など英語使用圏に集中していることから明らかのように、地域的偏在を免れない。そもそも、こうした伝達方法に依拠することは、そうした伝達方法が普及しそれを享受できる地域に限られる。その圏外にある、いわば情報ネットワークのアウトサイダーへの配慮を、怠れない理由である。また、この様な形での提供・伝達・蓄積には、当該の情報が、それを文字あるいは画像に加工する可能性・適性を持つ、いわゆる視聴覚による送受信可能性・適性を持ち得るものに限られる。このような現存する各種技術的な限界と制約の認識は、逆に、今日における“伝統的な”様式による国際交流の目的を明らかにする。つまり、人の移動を伴う“伝統的な”交流は、上記の制約によって入手できない種類・範囲の情報の入手を、又は、それ以外の付隨的ではあるが等しく必要が感じられる何物かの獲得を、その目的に持つということである。在外研究者との人的な友好関係の樹立・維持・発展を望んだり、全体としての“場”的空気あるいは雰囲気を求めることが考えられる。研究者による“場の利益”追求という性向である。そのために、“それでも人は、領域を超えて移動する”のである。

これら上に述べてきた諸観点は、日本及び外地における、留学・研修・研究・現地調査・国際会議開催などの諸問題を検討するに当たって、当委員会の考慮すべき重要な要因となるであろうと、考えられたのである。

VI 各分科会における討議の概要

各分科会における調査内容の詳細は、後掲の各報告書に譲り、ここでは、それを基礎とした全体委員会における議論の経緯を集約し、今後の検討課題を指摘することとする。

1 留学生問題（長期構想分科会）

この問題が取り上げられた背景には、当分科会発足当時において、日本への留学生数が近年伸び悩んでいることへの問題意識が一般的に表明されていたという、特別の状況が存在した。この問題に関しては、留学生受け入れの現場である各大学などの教育機関、及びそれらを統括する立場にある文部省学術国際局留学生課などが、それぞれの立場から問題点の分析を行い、文部大臣の裁定

によって設置された留学生政策懇談会も報告書をまとめている（「知的国際貢献の発展と新たな留学生政策の展開を目指して～ポスト2,000年の留学生政策～」平成11年3月24日付け等、「我が国の留学生制度の概要、受入れ及び派遣」文部省学術国際局留学生課（各年度版）など）。その何れにも共通する留学生数停滞の原因是、日本及び留学生出身国の経済発展状況の低迷である。留学生受入れを永年にわたって支援してきた日本国際教育協会も、報告書に後述するとおり、最大の原因を内外の為替換算率の格差にある、と指摘していることを見逃せない。受入れの現場である大学などの教育機関からは、相変わらず日本への留学・入国手続等の制度面、奨学金等の財政面・宿舎の整備等の生活支援面の不備を強調指摘し、その一層の改善充実を求める声が絶えることがない。他方、国側は、受入れ機関の研究・教育水準の向上を、より重要な原因と考えているように思われる。世界的で高度の水準の研究・教育を享受できる期待があれば、生活支援的側面に不備が在ろうとも、日本での研究・教育を求めて留学生が来日するはずだと、いうのであろう。

この後者の立場、つまり日本留学の目的は最高度の研究・教育の享受である、という理解に即して留学生問題を考えるならば、日本における留学生の受入れを、単に国際貢献の一端としてではなく、より積極的に、その高度の研究・教育を“国際的に分担する”という、一種の国際共同参画事業の一つとして位置付けることの方が、望ましい。すなわち、日本が世界的に最先端・最高度の研究・教育を行っていると認められている分野の研究・教育を、内外人平等の原理に則り、院生・学生の国籍の如何を問わず、日本において日本が分担して行うという、基本的な姿勢を意識的に選択することである。

このためには“センター・オブ・エクセレンス”構想を更に発展させ、該当するそれぞれの分野・学科のセンターへの留学生・研究者の重点的配置を行い、センターとしての認定を受けた分野・学科をもつ機関にのみ受入れを限定する…。この様に留学生の受入れ態様を変更することが考えられる。この場合、留学生を受け入れる機関数や受入れ人数は、センターの認定を受けた機関数及びそれらにおける受入れ人数に全面的に依存する。このことは、受入れ人数の増加を図るには、センター数及びそこへの受入れ人数を増加させること、言い換えれば、日本における研究・教育水準を高揚させることが前提となり、さらにそのためには、効果的な研究・教育の助成措置を人的・財政的に一層増加させねばならなくなる、このことが大前提になることを、意味するであろう。

さらに、前述のとおり、留学生出身国の経済状態、直接的には内外の為替格差が重大な影響を持つことを自認するならば、それら出身国の経済状態の好転に一層積極的な支援策を施すことこそ、留学生数を増加させるための、最も現実的かつ効果的な手段であり、この実行を第一とせねばならないことになる。

留学生の受入れに期間や数値目標を掲げ、その期間内における数値目標の達

成のみを目標とするかのような立場には疑問が少なくない。統計に基づき、短期的な各年度の留学生数の増減に一喜一憂することなく、その原因を慎重に究明することが必要であろう。日本の研究・教育水準の推移、その世界的な周知の程度、文部省等による各種の留学生施策の実質的効果、留学生出身国の経済状態の変化など、これら各種要因の相関関係を厳密に分析し、全般的な傾向を長期的に見通しつつ客観的に評価することが望まれる。何れの点を取り上げてみても、“留学生数の増加は一日にして成らす”であるからである。

こうした留学生政策のうち、英語による授業の推進については、次のところを検討する余地があろう。英語による授業の増設や、同じく英語による学位請求論文執筆の許容などが提唱され、これに対応した措置を執る教育機関の増加が伝えられている。しかしながら、英語による教育が妥当性を持ちうるのは、英語による一応の教育・研究が可能あるいは必要な場合に限られる。例えば、臨床修練を必要とする外国人の医師及び歯科医師には、英語の理解使用能力が法令に依って要求されている（外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第一七条及び歯科医師法第一七条の特例等に関する法律施行規則第四条2項五、同規則第五条）。また、自然科学系の研究・教育においては、英語の使用が一般的であり、社会科学にあっても、その研究方法の如何によつては英語の使用が可能のみならず推賞される分野があることも、否定できない。他方、必ずしも全ての分野において、英語による教育あるいは英語による研究成果の公表が、適当であるとも言い切れない。したがつて、英語による研究・教育の推進を図る際には、その適用可能範囲を明確に指定・限定しておく必要がある。

留学生の在籍する専攻領域の約50%が人文・社会科学系であることは、この点で軽視できない。その具体的な研究・学習内容が日本固有の文化・社会である場合、この分野の研究・教育対象は必ずしも全世界的な普遍性を持たず、むしろ日本の社会と風土に根ざした強度の地域的独自性・空間的及び言語的拘束性を免れないからである。より重要なのは、日本留学に英語の使用を一般的に義務付けるかのような施策の合理性の有無である。出身国が英語常用国でない北東及び東南アジア諸国の住民に、日本留学の途を狭めるのではないか。終着駅である英語使用国への“途中下車駅”となるのみではないか。英語使用の実質的な義務付けは、当初からそれらの国への直行を決意させる誘因となるのみではないか。これらについての、厳密な分析と判断とが必要である。

さらに見落とされがちなのは、留学生の学内日常生活における日本語使用的不可避性である。留学生は授業・実験・研究のみならず、教務・学務・厚生・図書館関係の事務部門と日常的に交渉を持たねば教育・研究を円滑に遂行できない。そこでのコミュニケーションを英語のみで済ませることは、現在の日本の状況の下では実行不能である。英語による教育・研究が可能であることを無

限定的に推進・宣伝することは、この点での事後的な混乱を招き、深刻な結果を招きかねない。教室や実験室外では、学内においても学生・院生としての人間的生活と交流とがある。学外の一般社会生活においては、なおさらであろう。そこでは、日本語の使用を避けることが出来ないのである。

留学生・研究者は何よりも先ず人間である。単なる学習器具や記憶装置のような物ではない。数値目標の達成事態を目標とし、いたずらにその「輸入量」の増加にのみ気を奪われるかのような態度は間違いである。原料を輸入し、精錬・加工して価値を付加し、輸出をすれば良いというものではない。留学とは、まさに“留まり”学ぶのであり、入国後は同じ日本の住民として生活するのである。いかに知的魅力があろうとも、生活できなくては来日して居住する、つまり日本に“留”学する、意味がない。そもそも“留学”という事態が成り立たない。人間としての生活無しに、研究し教育を受けることは出来ないのである。人間としての生活は学習・研究の前提条件であるからである。留学生の生活条件の整備は、留学生に“人間らしい”生活を保障するために為されるべきものである。こうした“人間的な”観点からの施策の充実が望まれる。先にも指摘されていたように、今やインターネットを通じた遠隔越境授業も不可能ではない。求める内容の如何によっては、日本に在留する必要はないのである。ここでは既に“留”学という観念は妥当しない。それでも日本に“留まり”に来る留学生にとって、何が最も重大であるか明白である。学内外での人種・民族・国籍による差別のない社会生活を保障する覚悟があつて初めて、留学生受け入れに相応しい国となりうること、もはや繰り返す必要もないであろう。

日本における人口少子化への対策として、一部の大学では財源確保の目的で、留学生受け入れに積極的な動きを見せていると、伝えられている。しかしながら、学生数の確保によって経済的基盤を整えようとする発想は、そもそも大学の運営方針として首肯できるものではない。少子化によって生じた余裕は、むしろ、より人間的で丁寧な指導・教育にこそ充てるべきものであろう。

上に述べられた“人間性重視”の留学生政策は、これまでにも皆無ということはない。例えば留学生会館や国際交流会館など大学院生用に計画される宿舎には、院生が家族と同居することを前提にした設計を認めている。これなどは、その具体的な一例といえるであろう。こうした配慮の拡大充実が大いに期待される所以である。そのためには、院生あるいは研究者本人のみならず、その家族の入国・滞在・同延長・資格外活動の承認などの諸点にわたり、国がより好意的な入国管理行政の運用を心がけねばならないことになる。こうした留学生問題についての人間性重視政策は、国際人権的アプローチとも称しうるものであつて、この立場からすれば、上述のところは当然の帰結である。

留学生政策の立案に際し、留学生の日本への招致が、日本人及び日本の社会に対して、その国際化などを促進させるという実益のあることは、分科会報告

書に指摘されているとおりである。そのうちの一つに、留学生の本国に知日派エリートとなりうる将来性のある人材を養成できることを掲げることがある。それを本格的に望むならば、彼らの母国への帰還後のアフターケアを怠るわけにはいかないであろう。少なくとも国費留学生については、その出身各国で組織されている日本留学経験者の団体との日常的な友好関係を絶やさず、その現地における活動を全面的に支援することが不可欠である。いずれも永年の実績のある国際交流基金や日本国際教育協会等の留学生出身国における現地事務所などの活動を一層支援し、その現地法人化を推進し、そうした外地における拠点を拡大し充実させるべきであろう。その現地の活動に、日本の各大学などの教育・研究機関も、より積極的に参画することが求められる。日本において展開されている、英・米・独・仏などの各国の同種の機関（例えば、英國文化振興会、日米教育委員会、ファンボルト財団、ゲーテ・インスティトゥート、日仏会館など）との組織・活動を比較参考することにより、もし日本の施策に不充分なところが認められるならば、それを具体的に確認し、改善策を早急に断行する必要がある。

さらに、次の点も見逃せない。医学・歯学などの教育には、臨床修練が一つの重要な内容を成している。この形態の教育に当たっては、事柄の性質上、特定の国家資格・免許の取得・所持が医師法又は歯科医師法に依って要求される。しかし、外国の資格・免許は、日本において当然に効力をを持つものではない。そこで現行法は各種の特例措置を定め、臨床修練が可能となるように図っている（外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第一七条及び歯科医師法第一七条の特例等に関する法律第三条など）。けれども、この特例措置に基づく臨床修練許可証交付申請には、各種の証明書など多数の書類の提出が要求され（参照、前掲特例法施行規則第四条、臨床修練外国医師・外国歯科医師の許可申請書類一覧、臨床修練指導医・指導歯科医の認定申請書類一覧、など）、当事者・関係人に実際上の負担感を与えていた。とりわけ、患者に与えた損害の賠償能力の証明として損害賠償保険契約書及び約款、又は契約証明書の提出が要求されている点は（前掲施行規則第四条第二項第六号、前掲申請書類一覧7.）、当然のこととはいえ、極度の困難を特に途上国からの研修医に強いるものである。このことが日本への留学意欲を減退させ、あるいは日本における教育内容の制約を来すことのないように、留学生・外国人研修医の損害保険加入を支援する方策等が考えられて然るべきものと、思われる。およそ国家資格・免許を要する全ての高度専門的修練・研修には、同様の問題を生じる余地がある。各種の特殊専門的大学院の実現が近い将来に予測される現今的事情のもとで、そこにおける実務教育の内容の如何に依っては、医・歯系の場合同様に、外国で取得された資格・免許に基づく活動を、日本国内においても、出来るだけ好意的な条件の下に、承認するような政策の採用に向けた、真剣な

検討が期待される。

以上は、主として、日本における長期滞在を必要とする類型の留学を念頭に置いての、論議である。他にも、いわゆる短期留学という類型の教育方法があることは周知のところであろう。この方法は「短期の交換留学プログラム」であって、高度・良質の教育の“国際的分担”を実現する、一つの効果的な手段である。東南アジア諸国からの留学生にとって、経済的負担の重い日本での長期滞在を必要とせず、日本留学への最も重大な阻害要因とされているものを除去、あるいは軽減することが出来る利点がある。ただ、この方法によるときは、短期の来日が前提となるため、そのためにのみ日本語の学習を要求することに合理性が乏しく、この場合には、例えば、より国際的に通用する英語などによる教育が推奨される。しかしながら、その場合の教育は、先に述べたように、英語による教育が可能な領域・事項のみに、その妥当範囲が限定されることは否定できず、限界があることを承知しておく必要があろう。また、このような短期の国際的交換教育方法との関係では、技術的な問題であるが、大学などの教育研究機関における学期・学年の編成にからむ問題が、例えば単位互換や授業のための海外勤務などについて、実務上の困難を生じさせることが予測される。いずれも各々の国の風土・気象条件・予算年度によって入学期・卒業期・授業期間・休暇期間などが相互に異ならざるを得ないため、国際的に統一することが困難であるからである。現行制度には柔軟な対応に障害となるような部分があるか、あるいは不十分なところがないのか、実態の検証がなお必要であると思われる。このことは、現在、アジア太平洋大学交流機構（U M A P）の枠組みの中で、国際的な単位互換システム（C T S）が、普遍的な制度として、実現されようとしている今日、その合理的な解決が、実務的にも、焦眉の論点となっていると、思われる。

2 サバティカル休暇とその現代的意義（長期構想分科会）

ここにサバティカル休暇とは、教育職・研究職の専任者が、その身分を保有したままで、一定の期間継続的に、その身分から派生する日常的な教育又は研究もしくはこれらに関する管理行政事務の、責務を全面的に免除されることを言う。日常的な責務の継続的で全面的な免除の点において、それは在外研究の場合と酷似するが、後者においては、日常の責務に代えて特定の課題による研究専念義務を課せられる、このところが異なっている。こうしたサバティカル休暇に関しては、これを教育職・研究職に在る者の身分・地位あるいは権利関係の保障又は改善の観点から審議することも必要ではあるが、この側面は、むしろ研究者の身分・地位改善特別委員会の所轄事項であって、本委員会で取り扱うのは適当ではない。ここでは、あくまでも学術の国際交流に関わる限度において、それを検討することとする。

もともとサバティカル休暇の直接的な効果は平常の職務からの開放であり、その期間中の業務の課題・内容・方法・業務遂行地の選択などは、当該の研究者個人の自由な裁量に委ねられている。そのうち業務の遂行地を外地に選択した場合、旅費・滞在費・その他諸経費の支給を受け得ない点を除けば、在外研究出張と実質的に同等の機能を果たしうる。その限りで、サバティカル休暇が国際交流の一つの契機となり得たことは疑いない。けれども、その期間の使途が個人の自由な裁量に任されているということは、それを必ずしも外地における研究などにのみ活用するとは限られないことを意味している。それは確かにサバティカル休暇の一つの利用方法ではあるが、もともとが国際交流のための制度ではなく、それに直結するものでもない。

問題は、この様な休暇制度の必要性と妥当性を、学術の国際交流との関係で、検証することである。この制度の趣旨が一定期間継続的な自由を研究者個人に保障することにあることからすれば、そのような自由を特に保障すべき合理性のあることが前提となる。それは研究者の平常の勤務態勢・業務遂行形態に依存する。日常的な越境移動・域外活動に関し、許容度・自由度の高い態勢・形態で勤務する者にとっては、その必要性に乏しく、また特に休暇を保障する妥当性も疑わしい。さらに、もし研究職・教育職の者に対しても、比較的長期間の継続的雇用関係を前提としない、期間契約的な雇用態勢が一般化した場合、そもそもサバティカル休暇を契約条件に組み込むことは困難となる。

それにもかかわらず、サバティカル休暇への希求が依然として強いことは、国際交流への熱意とは別の、現在の勤務態勢への疑問に、原因があるようと思われる。研究の対象・方法によっては、常時の外地滞在・出向あるいは比較的頻繁な数次往復海外渡航を不可避とするものがある。このような形での研究・教育に従事する研究者・教育者に対する格別の理解と配慮・待遇を、その勤務先の人事・労務管理者及び同僚の意識の改革をも含め、それらを改善し充実することが、今日の“研究・教育における国際的共同参画”の段階には、不可欠の施策であると考える。そのことによって初めて、日本の研究・教育が国際規準に到達でき、日常的に国際的な局面で活動できることになるであろう。

意識の改革は、同時に、制度及び制度の運用の改革を伴わねばならない。特に、学部や研究科に所属する研究者の実際は、自らが追求を望む本来の研究課題とは必ずしも直接に関係のない、教務（授業・実験・実習・演習など）・学務（厚生・補導を含む）・共同研究課題及び学校管理行政的実務（各種学内委員会など）にも、日常業務として「同時並行的に」拘束されている状態にある。いわば「構造的に」、研究と教育との双方を共に不十分なものとする仕組みとなっている。このような必ずしも合理的とはいえない状況の改善を目指し、それぞれの現場にあって、現行制度の枠内においても、様々な努力が積み重ねられていることは、認められる。例えば、学内機構を研究部門と教育部門とに分

別し、本人の希望に基づき、期間を定めて所属を変更することにより、個人の望む研究に専念する余裕を保障することが可能である。また、授業についてセメスター制を採用し、一学年の期間中に一定の期間を確保し、それぞれを授業あるいは研究に専念できるように工夫して編成するなどである。しかしながら、現実には、それらを実現する機会が乏しい、あるいは極めて困難であるとするならば、その理由を確認し、具体的な改善策を早急に策定しなければならない。場合によっては、伝統的なサバティカル休暇制度の導入を、先ず第一に推進しなければならないこともある。いずれにせよ、それぞれの現場における実態と現実のニーズの詳細な把握が、前提の課題である。

3 日本への国際会議招致政策の問題点（短期・中期具体案検討分科会）

一層多くの国際会議を日本に招致・開催するための具体案の策定に関しては、関係団体からの事情聴取・アンケートの実施、海外調査を経て、後掲のとおり、明確な指針を提示できるに至っている。それによれば、以下の諸点の配慮が重要であるとされる。a) 日本における研究水準の一層の向上と研究者の国際交流実績の拡大、b) 日本への渡航費・滞在費の補助、開発途上国の研究者に対する参加経費補助、これらを含めた開催経費の補助、c) 会議開催の準備・会議運営のノウハウに関する情報の開示と伝授・伝承、d) 会議の組織運営のために研究者当人が被らざるを得ない負担の軽減、e) 海外で開催される会議への積極的な参加、その結果としての人物交流の活性化、これらである。このうち、a) 及びe) は研究者個人の高水準の研究成果の達成及びその国際的な公表・認知を契機とする、個人的な交友関係の重要性を、指摘するものである。b)、c)、d) の帰結するところは何れも財政的な問題であり、結局は資金援助の確保策の如何にかかる。これらの分析に入る前に、日本における会議開催が持つ地理的に不利な条件について、触れておきたい。

日本という国は、ユーラシア大陸北東部の辺鄙な周辺に位置する島国である。日本において国際会議を開催するに当たり、必然となる国際旅行の観点からは、交通の便が必ずしも悪いとはいえないが、そこへの到達には時間がかかり、時差の不利益を免れ得ないことを否めない。北東アジア地域に居住する研究者の場合はともかく、広く欧米などからの参加者を期待するときは、他の諸外国に比して、こうした地理的劣位にあることを、先ず何よりも冷徹かつ現実的に、自認しておくことが不可欠である。このような時間的又は空間的な不利益は、会議開催のための渡航費用及び日程の調整について、直接的な影響を与えるに至る。国際旅行が如何に安価で便利なものとなったとはいえ、より時間的又は空間的に接近が便利な地域における会議開催に対し、常に劣位に置かれることを軽視できない。しかも、会議において提供される情報のみを求める者にどつて、今日の通信手段の発展は、本人の現実の出席を無用とする状況になつてい

ること、先にも述べたとおりである。このような辺鄙な場所にまで、時間と距離とを克服して、敢えて自ら移動する動機を、一般的に期待することは非現実的である（もっとも、国際会議の機会があれば東洋の神秘を探りに日本を訪れることができると、期待する向きも皆無ではない。パリやロンドンが学術の水準の高さだけでなく、観光を背景とした誘致に成果を挙げていることが、参考になろう。しかし、この場合でも、世界的に高名な価値ある観光の対象物＝文化財がそれらの場所に集中しており、宿泊設備等も合理的に整備されているという、利便性を無視できない）。

上に述べた不利益を緩和する直接の手段は、分科会の報告書が提言するとおり、第一には渡航費用の負担軽減措置であろう。国際的には通例である開発途上国に所属する研究者への優遇措置は勿論のこと、それ以外の地域に居住する者に対しても、その居住地からは日本が遠隔の地に相当する場合、何らかの配慮を講じることが望ましい。日本にある外国人研究者招聘のための各種の基金などを活用するほかにも、現地にある公私の日系の機関・団体・企業などによる日本への往復渡航費の援助体制を一層整備することが、急務である。

より基本的には、会議で取り扱われる論題及びそこに集まる各国研究者の魅力である。前述したところからすれば、当該の会議の持つ“場の魅力”である。当該の研究領域において、その業績を通じ世界的に知名度の高い報告者を揃え、世界有数の研究者の参加が予測される場合には、一般参加者の数の増加も期待できる。この場合には、会議が一種の場の魅力を發揮することになる。その会議が、良質の個人的な交友関係の樹立・維持・拡充の機会をも、提供できるからである。日本においてでなければ入手できない、あるいは入手困難な情報の提供が予定される場合も、同様である。日本が良質の情報又はその創造者の所在地であること、言い換えれば日本が世界的な意味でのセンター・オブ・エクセレンスである、ような場合である。そうでなければ、日本において会議を開催する意義に乏しい。上に述べたように、日本という地域は、外国からの一般参加者の利便を中心に考えた場合、単なる貸席としての会議場としては、地理的に適格性を欠いているからである。分科会の提言の第一に、日本の「学術研究のレベルのさらなる向上が期待される」と指摘されているとおりであろう。

仮に、このような最高級の研究者を集めた会議を開催するとしても、そのような高名な研究者との組織的かつ個人的な交友関係の乏しいところには、これらの研究者との交渉機会を見いだすことが難しく、その来日招聘を実現する可能性も期待できない。個人的なつながりの重要性を軽視できないからである。そして、当然のことながら、学術の交流を通しての個人的な交友関係の樹立・保持・発展には、日本の研究者の国際的舞台における研究成果の公表が契機となって、初めて道が開けてくる。「多くの研究者が日常的に国際的な場に出入りしていることが肝要」なのである。けれども、本来の研究能力の他に、この

ような国際的な活躍を期待できる“国際的に通用する言語能力”を備えた、研究者の組織的な養成に、日本の学会・学界は一体どれ程の努力を費やしてきたであろうか。確かに、国庫補助について、欧文による研究成果公表を重点的に援助する方向が打ち出され、若手研究者に対する在外研究出張の機会も、以前よりは格段に好意的な条件で与えられてはいる。しかし、より緊急の課題は、公開の会議の場における、例えば英語による高度の口頭弁論・討論の能力の開発・育成である。一部に英語による授業・会議の導入が提案されるのは、こうした能力の開発・育成の効果をも狙つてのことであろうが、それだけでは極めて不十分である。遅くとも35歳前後までには、本来の国際会議における報告・討論の経験を数回程度は積ませるような、言語能力の点でも国際的に通用する研究者の、組織的な養成システムの構築が、日本に多くの国際会議を招致するためにも、強く要請されるのである。

国際会議開催のノウハウに関する情報の交換について、分科会報告書はそれが十分ではないことを指摘している。こうした情報の入手は、当該学協会事務局の熱意に懸かるところである。すでに相当の経験を積み、蓄積のある学協会も少なくない。実際上の問題は、どのような学協会が蓄積を持っているのか、この点の情報の所在であろう。日本学術会議は、その登録学術団体の動向について公式に知りうる立場にあり、それらが如何なる国際会議の経験あるいは計画を持つかの記録を事務局に備えている。当該事務局が個別の会議の準備方法を具体的に指導することまではともかく、手元にある登録団体の国際会議開催予定あるいは実績に関する資料に基づき、同一の部又は関連のある研究連絡領域の中の蓄積のありそうな関連学協会を紹介することは、可能であろう。当該の関係学協会が相互に連絡をするまでの仲介を上記事務局が果たすことによって、国際会議開催のノウハウに関する情報の交流を促進することが出来る、と思われる。この点の実行可能性は、早急な検討課題の一つである。

さらに報告書は、国際会議の準備・運営のために、多数の優秀な研究者が、過大な奉仕を強いられる実態を伝えている。このような実態を知れば、誰しも国際会議・招致・開催への意欲を無くしてしまうであろうことは、疑いない。しかし、現下の日本の状況では、学術的な国際会議の準備・運営を受託して研究者の要求を満足させられるような、民間業者は未だ見あたらない。一方では、報告書の紹介する国際天文学会連合総会のように、準備に費やした努力自体が、日本の当該分野の研究者自身の発展及び同分野の研究の振興に、役立つ側面も見逃せない。

将来的には、学術の振興を目的とする非営利法人への国家的支援をより充実させ、それらの国際交流活動の強化を図り、国際会議の準備・運営の指導・協力を分掌する独立の部門の設置を可能にさせるような方法が、考えられる。もともと営利を目的とする民間業者に多くを期待することは妥当ではない、から

である。

残るは、国際会議開催のための資金調達の問題である。学協会が国際会議の開催を目的に資金の調達を図る場合、第一には当該の会議への参加者から徴収する参加費、次いで主催団体である学協会の資産からの拠出金、第三には会員の個人献金、さらに国庫や国際交流の支援を目的とする基金などの財團からの助成金、これらを以て充当し、なお不足するときには、文部省以外の関係官庁又は一般企業などからの支援を仰ぐのが、通例である。企業からの支援に関しては、その直面する経済状況の如何に左右され、これに重点的に依存することは危険である。仮に企業からの協力・寄付を求めるとしても、学会の要請に無制限に応じるものはない。バブル期の中でも経済団体の寄付一般に対する対応は厳しく、国際会議への寄付協力を、参加登録料の2分の1までとし、その上限は五千万円までとするという、ガイドラインが設けられていた（経済団体連合会・1990年6月「寄付金斡旋のガイドライン」第3項）。とは言うものの、金額的には企業からの支援が不可欠であるとするならば、結局は、日本経済の活性化こそが日本で国際会議を開催するための前提条件になると、言わねばならなくなる。ただ、この線に沿って考えてみても、関連企業との間に平素より緊密な関係を持ちうる、応用科学の研究団体の場合はともかく、純粹科学の純粹な学術集会に対しては、この種の協力を期待することは不可能であるという事実に、どのように対処すべきか問題であろう。その学術研究の目的又は方法が原因で、性質上、小規模の団体以上には成り得ない学会もある。これらの学会の国際会議には、学会自体の資産拠出能力、参加者人数などからして、資金の自己調達の甚だ困難なものが少なくない。他方、これらの団体の主催する会議は、往々にして一般企業の興味を惹くものがほとんどなく、一般企業からの賛助を得ることも難しい。このような団体に対しては、優先的な国庫補助が不可欠であると思われるが、そうした施策が現実に実行されているか、なお検証が必要である。

以上のような諸問題を真剣に考慮し総合的に検討すると、「一層多くの国際会議を日本において開催する」という方針の実行可能性について、現在の情勢の下では、克服すべき相当の障害があると、判断するに至っている。分科会報告書の指摘するとおり、研究者個人の海外渡航費・滞在費・会議参加登録料の負担能力、会議開催準備に要する諸種の負担軽減、会議開催への外部からの助成・支援・協力獲得の可能性、これらを勘案すると、むしろ、東南アジア諸国などにおける会議の開催を直接的に支援し、そこへの日本人研究者の積極的な参加を推進することの方がより実際的であると、いえることが少くないようと思われる。

しかしながら、国際会議の日本での開催が日本社会に対して与える教育効果、より一般的にはデモンストレーション効果といわれる側面を無視できな